

役員等の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金（以下「この法人」という。）の定款第16条第1項及び第33条第1項の規定に基づき、役員等の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員等の報酬を支給しない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。